

## 平成27年 第1回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 1月26日  
午後 1時00開会  
午後 3時00閉会  
場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

1番委員、2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、6番委員  
8番委員 、 以上 7名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

7番委員 以上 1名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 ○ ○ ○ ○

4 本会のための書記 農業委員会 主 任 ○ ○ ○ ○

5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

### 6. 議 事

報告第1号 離農跡地協議について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査について

議案第3号 農地法第3条第6項の規定に準ずる社会福祉法人の報告審査について

議案第4号 農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について

### 7. その他の

(1) 今後の予定について

(2) その他

### 8. 閉 会

事務局長	ただいまから平成27年第1回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長 議長	(挨拶終了) これより、中頓別町農業委員会會議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。 <b>【欠席報告】</b> 本日は ○○委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。 <b>【定数報告】</b> 本日の出席委員は8名中7名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 <b>【議事録署名委員の指定】</b> 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会會議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。 5番 ○○委員及び6番 ○○委員を指名いたします。
事務局長	会務報告につきまして、事務局から報告させます。 ○ 会務報告
議長	(報告終了) それでは、報告事項にうつります。 報告第1号「離農跡地協議について」を、事務局より説明いたさせます。
事務局長	報告第1号「離農跡地協議について」を報告いたします。これは、上駒地区の○○○○さんより平成25年2月12日に農場の売買に係る申し込みがあり、当時の○○会長と○○委員と私とで売却に係る意向を聞き取っておりましたが、その後は、就農希望者が見つからず本人とも連絡がとれずにより2年が経過しました。その後、新規就農希望者

も現れたことから、町農業担い手育成センターにおいて、本人が帰省した際に直接面談して売却の意向について確認することとしており、1月8日に帰省していることが確認できることから、私とJA○○営農部長、産業グループ○○主幹と○○氏と面談し、売却の意向を確認してまいりました。確認した内容につきましては、別紙『農場等の譲渡及び委任についての同意書』をご確認願います。JA○○部長と地区的農業委員である○○委員に立会をお願いし、捺印をいただいております。

今後は、町農業担い手育成センターが主体となり、○○農場での就農について、新規就農希望者と協議を進めていくこととしております。

以上報告とさせていただきます。

報告第1号「離農跡地協議について」の事務局からの説明が終わりました。

このことについて質疑はありませんか。

畜舎や内部はすぐ使える状態なのか。

一部改修が必要と思われます。内部の設備等パイプラインも含めて4年余りが経過していますので交換が必要になると思われます。

公社の農場リース事業等を活用しての設備改修を考えています。

譲渡価格の試算はどの様に出した金額なのか。

建物的には固定資産評価額を参考にして、調整を計りながら農地の価格と合わせて概ね○○万での価格を提示しています。

これ以外に牛の導入費だとか施設の改修費・機械購入費等を考慮していくと大体○千万は要するとの試算で協議してきました。

○○さん本人もこの価格に納得しての話ですか。

当然、この価格を目安に協議していくことで承諾しています。

この金額は本人も了承している。

農地の○○haについて、現在は賃貸としているのか。

現在○○委員が使用していますが新規就農者が現れた場合には対象地を譲っても良いとの内諾を頂いています。

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、報告第1号についてはこの内容のとおり確認させていただきます。

議長

それでは議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成27年1月26日 番号所1番 土地の表示は字秋田〇〇番〇から〇〇番〇の全4筆〇〇m<sup>2</sup> 公募地目、現況地目とも同一で畠であります。後継者移譲でございますので対価はございません。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由 農地を後継者に贈与する。譲受理由 農地を譲り受け、経営規模を引き継ぐ。譲受人の状況は、経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は贈与でありますのでございません。年金加入状況は加入であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりです。

続きまして所2番の説明を行います。

土地の表示は字兵安〇〇番から〇〇番の全4筆〇〇m<sup>2</sup> 公募地目、現況地目とも同一で畠であります。後継者移譲でございますので対価はございません。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由 農地を後継者に贈与する。譲受理由 農地を譲り受け、経営規模を引き継ぐ。譲受人の状況は、経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は贈与でありますのでございません。年金加入状況は加入であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりです。

続きまして所3番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照ねがいます。字上頓別〇〇番〇から〇〇番〇の全7筆〇〇m<sup>2</sup> 公募地目、現況地目とも同一で畠であります。後継者移譲でございますので対価はございません。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由 農地を後継者に贈与する。譲受理由 農地を譲り受け、経営規模を引き継ぐ。譲受人の状況

は、経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は贈与でありますのでございません。年金加入状況は加入であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりです。

続きまして、番号賃1番 土地の表示は 字神崎〇〇番〇から〇〇番〇の全2筆 〇〇m<sup>2</sup> 公簿地目、現況地目とも同一で畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの時期も公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成3年12月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月29日の農地パトロールの時点で、現地確認を行つてもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃2番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照ねがいます。字藤井〇〇番〇から〇〇番〇の全6筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃借借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成32年12月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月22日の農地パトロールの時点で、現地確認を行つてもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃3番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照ねがいます。字秋田〇〇番〇から〇〇番〇の全26筆〇〇m<sup>2</sup> であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月23日の農地パトロールの時点での現地確認を行ってもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃4番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照ねがいます。字旭台〇〇番〇から〇〇番〇の全14筆 〇〇m<sup>2</sup> であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月29日の農地パトロールの時点での現地確認を行ってもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃5番の説明を行います。

土地の表示は字敏音知〇〇番〇から〇〇番〇の全5筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇

さん 借主 ○○○○さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。經營地は畠○○ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力○、斡旋なし、資金は自己資金であります。賃貸借終期は平成37年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
なお、本件につきましても、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月23日の農地パトロールの時点で、現地確認を行つてもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃6番の説明を行います。

土地の表示は字敏音知○○番○の一部から○○番○の全2筆 ○○m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は○○円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 ○○○○さん 借主 ○○○○さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。經營地は畠○○ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力○、斡旋なし、資金は自己資金であります。賃貸借終期は平成37年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
なお、本件につきましても、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月23日の農地パトロールの時点で、現地確認を行つてもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃7番の説明を行います。

土地の表示は字神崎○○番○から○○番○の全4筆 ○○m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は○○円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 ○○○○さん 借主 ○○○○さん。貸し付け理由は、期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。經營地は畠○○ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力○、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入であります。賃貸借終期は平成32年12月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
なお、本件につきましては、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月29日の農地パトロールの時点で、現地確認を行ってもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃8番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照ねがいます。字神崎〇〇番〇から〇〇番〇の全13筆  $\bigcirc\bigcirc m^2$  であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成26年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月29日の農地パトロールの時点で、現地確認を行ってもらっていますのでご報告申し上げます。

続きまして賃9番の説明を行います。

土地の表示は字神崎〇〇番〇から〇〇番〇の全4筆  $\bigcirc\bigcirc m^2$  であります。公簿地目、現況地目とも畠であります。小作料は使用貸借ですのでございません。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、期間満了に伴い、使用貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畠〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金はなし、年金加入状況は加入であります。使用貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成26年12月31日をもって期間満了した使用貸借借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成26年10月29日の農地パトロールの時点で、現地確認を行

ってもらっていますのでご報告申し上げます。

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所1番から順番に審議に移ります。所1番 ○○○○さんと ○○○○さんへの所有権移転 贈与について事務局から確認事項を報告いたさせます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に関する法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。  
(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所1番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長

所1番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござりますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、所1番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、所1番は承認することに決しました。

次に所2番の ○○○○さんから ○○○○さんへの有権移転 贈与について事務局から確認事項を報告いたさせます。

事務局長

それでは、所2番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長	所2番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、所2番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、所2番は承認することに決しました。 続きまして所3番の ○○○○さんから ○○○○さんへの所有権 移転 贈与についての審議に移りますが、本件は○○委員の案件でござ いますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づ き退席願います。 ここで暫時休憩致します。 (○○委員退席)
	休憩前に戻り、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、所3番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業 建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であ ると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	所3番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござ いますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、所3番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所3番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。  
(○○委員着席)

次に賃1番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃1番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃1番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃1番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃1番は承認することに決しました。

次に賃2番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃2番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃2番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござ

	いますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃2番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃2番は承認することに決しました。
	次に賃3番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃3番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃3番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃3番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃3番は承認することに決しました。
	次に賃4番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借についての審議に移りますが、本件は○○委員の案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。 ここで暫時休憩致します。

(○○委員退席)

休憩前に戻り、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃4番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長

賃4番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、賃4番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃4番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。

(○○委員着席)

次に賃5番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借についての審議に移りますが、本件は○○委員、○○委員の案件でございますので、各委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩致します。

(○○委員、○○委員退席)

休憩前に戻り、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃5番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 貸5番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、貸5番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、貸5番は承認することに決しました。

次に貸6番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、貸6番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 貸6番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、貸6番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、貸6番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。

(○○委員、○○委員着席)

次に賃7番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃7番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

賃7番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、賃7番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃7番は承認することに決しました。

次に賃8番の本案件につきましては、私に関連する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席いたします。議事につきましては、1番委員にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(○○会長退席)

(1番委員議長席へ移動)

1番委員

休憩前に戻り、議事をすすめます。それでは賃8番 ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

それでは、賃8番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

1番委員 貸8番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

1番委員 質疑がないようですので、貸8番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

1番委員 ご異議なしと認め、貸8番は承認することに決しました。

次に貸9番の ○○○○さんから ○○○○さんへの使用貸借について事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、貸9番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

1番委員 貸9番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

2番委員 この貸9番は小作料がかかっていないのはなぜなのか。  
事務局長 農地としての集積や作業効率が悪いため、貸貸期間を1年間とし貸料を払う農地と使用貸借農地とに分けさせてもらいました。

1番委員 他にご質問ございますか。

各委員	(質疑なし)
1番委員	質疑がないようですので、賃9番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
1番委員	ご異議なしと認め、賃9番は承認することに決しました。
	ここで暫時休憩いたします。 (1番委員移動) (○○会長着席)
議長	休憩前に戻り、議事を再開します。 続きまして、議案第2号「平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査について」を議題といたします。 内容について事務局より説明いたします。
事務局長	新年早々、委員の皆様には選挙人名簿登載申請書の回収にご協力賜り有難うございました。 議案第2号 平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査についてご説明いたします。 選挙人名簿調整に係る法令の説明を行います。農業委員研修資料NO10をご覧下さい。 ○ 選挙人名簿調整に係る法令 この件につきましては、農業委員会等に関する法律第10条で、市町村の選挙管理委員会は政令で定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基づき、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならないものであります。 第8条第1項の規定とは、農業委員会の区域内に住所を有する年齢満20歳以上の者は、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。と定められており、選挙資格については、北海道にあっては30アール以上耕作し、年間概ね60日以上耕作に従事している者、これらに同居の親族（民法725条で6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）又はその配偶者でなければならないと定められております。 そこで、農業委員会では農業委員会等に関する法律施行令第3条の

規定により1月31日までに内容を審査し、申請書に意見を付して選挙管理委員会に提出することになっておりますので、審議を求めるものでございます。

また、選挙管理委員会では2月20日までに名簿を調製し、2月23日から15日間縦覧をして、3月31日に確定しその後1年間農業委員会の選挙による委員の選挙などに使われることとなっております。

続きまして、名簿審査参考資料をご覧下さい。

○ 農業委員会委員選挙人名簿に新規登録の者

宇松音知	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	新規就農
宇松音知	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	新規就農
宇敏音知	○○○○	生年月日	平成○○年○○月○○日	新規就農

の以上3名でございます。

○ 前年の農業委員会委員選挙人名簿より抹消する者

宇弥生	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇弥生	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇弥生	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇弥生	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇藤井	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇藤井	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇松音知	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農、 町外転出
宇松音知	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農、 町外転出
宇松音知	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	町外転出
宇豊平	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	耕作従事 日数無
宇岩手	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農
宇弥生	○○○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日	離農

の以上12名でございます。

○ 農業委員会委員選挙人名簿搭載を無効とする者

名簿登載の申請はありましたが、登載を無効とする者につきましては、農業従事日数等において事務局としては判断が難しいことから地区の委員さんによる判断をお願いします。後ほど地区別審査で意見を求めます。

○ 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定により、農業委員会が職権により申請する者はなしでございます。

地区別内訳をご覧下さい。

○ 登録総数

登録総数でございますが、昨年と比較しますと、世帯数は44戸で3戸減、人数においては117人で9名減となっております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。宜しくご審議の

	程お願い致します。
議長	議案第2号「平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査意見について」事務局から説明が終わりました。 この案件につきましては、事前に名簿を配布しておりますが、最初に選挙人名簿の新規登録者、次に前年の選挙人名簿より抹消する者、最後に選挙人名簿登録を無効とする者について地区ごとに審査を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認め、最初に選挙人名簿に新規登録者の者について、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑無と認め、つぎに前年の選挙人名簿より抹消する者について、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認め、最後に選挙人名簿登載を無効とする者について、地区ごとに問題がないかを審議します。前回委員さんごとに地区割りをしていましたので、地区委員さんには問題ないかご回答願い、他の委員さんは疑問があれば、隨時、質疑等よろしくお願ひします。
議長	それでは、1ページ目の弥生地区、2ページ目の旭台地区については、3番委員、記載に何か問題ありませんか。
3番委員	(問題なし)
議長	次に、3ページの中頓別地区について、1番委員、記載に何か問題ありませんか。
1番委員	(問題なし)

議長	次に、4ページ豊泉地区について、3番委員、記載に何か問題ありませんか。
3番委員	(問題なし)
議長	次に、5ページ兵安地区については私の担当ですが、記載に特に問題ありません。
議長	次に6ページ藤井地区及び7ページ上駒地区について、1番委員、記載に何か問題ありませんか。
1番委員	(問題なし)
議長	続いて8ページから9ページの松音知地区について、4番委員、6番委員、記載に何か問題ありません。
4番委員、 6番委員	(問題なし)
議長	続いて、10ページ敏音知地区及び11ページ豊平地区について、2番委員、6番委員記載に何か問題ありませんか。
2番委員、 6番委員	(問題なし)
議長	続いて、12ページ上頓別地区について2番委員、5番委員、記載に何か問題ありませんか。
2番委員	○○さんについてですが、○○haの農地を守るために相当苦労していると見受けられる。 高齢でクマも出没する状況の中、どう判断していくか困っている。 ○○さん本人の考えはどうなんでしょうか。 本人は農地を守っていかなければならないと言っている。 農地を持って、耕作している以上は要件に当てはまるので、農業者としての位置づけになる。 農業委員会としては地目が畠として所有しているので、今後地目変
事務局長 2番委員 議長	

- 更を行うか、無償で使用してもらうかやり方はあると思う。  
農業委員会から高齢だからとの理由で、農地を取り上げる事は難しいし、地元委員の立場としてアドバイスをしながら相談にのって欲しいと思います。
- 議長 他に何か問題ありますか
- 2番委員 (問題なし)
- 5番委員
- 議長 次に、13ページ秋田地区について、5番委員、記載に何か問題ありませんか。
- 5番委員 (問題なし)
- 議長 各地区委員さんより報告を頂きましたが、全体の中で問題及び質疑等がございませんか。
- 各委員 (質疑なし)
- 議長 各地区とも問題なしと認め、これで平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審議を終了致しました。
- 議長 議案第2号「平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査について」、原案どおり決することにご異議ございませんか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 事務局長 ご異議なしと認め、議案第2号「平成27年中頓別町農業委員会委員選挙人名簿の審査意見について」は原案どおり決しました。
- 続きまして、議案第3号「農地法第3条第6項の規定に準ずる社会福祉法人の報告審査について」を議題と致します。内容につきましては、事務局より説明願います。
- 社会福祉法人〇〇〇〇における農地の使用貸借は、農地法第3条第2項ただし書きの政令第6条第1項第1号ハにより許可を行ってお

りますので、本来は農地法第3条第6項による報告の提出義務はございません。しかし、貸主である〇〇〇〇とは解除条件付き契約に基づき使用貸借を実施しておりますので、この法令に準じて貸付状況調査を実施しております。なお、例外規定での許可ありますので、全部効率利用と社会福祉法人としての利用目的が審査基準となりますことを申し添えます。

それでは解除条件付き貸付状況調査をご説明申し上げます。

1. 法人について 法人名 社会福祉法人〇〇〇〇、所在地 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別〇〇番地、業種 サービス業、法人の事業内容 これにつきましては、実質的に農地を利用します本法人の1部門「〇〇〇〇」の内容で記載されております。野菜の栽培及び野菜の販売を行う。生産活動やその他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。特定法人貸付事業、他市町村への参入状況、親会社名、勧告の有無は無しであります。

2 貸付内容は許可日平成23年4月10日、制度が第3条の例外規定、使用貸借、貸付面積は3筆合計〇〇m<sup>2</sup>、貸付期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日まで、首長とは許可する際に市町村長から意見があった場合であり、本法人の場合は無しであります。地域の③は地域の農業者における農業者との適切な役割分担であり、これは特に書面等で取り決めを実施しておりませんので、③書面で確認をしていないとしています。契約書は①であり農林水産省が示した契約書を使用。リスクとは借り手が撤退した場合のリスクを回避するため農業委員会が講じた取組みであり、これは④その他として「利用状況報告」の提出を求めるものとしております。

農地面積のうち遊休農地であった面積、特定法人貸付事業からの契約更新面積はございません。なお、農地の利用状況は平成26年10月22日実施の農地パトロールにより、適切に利用されていますことを確認しております。

3 営農について 農業の開始時期は平成23年4月1日、主な作付品目は、馬鈴薯、白菜、キャベツ、大根、南瓜、にんにく、ネギ、玉ねぎであります。農業従事役員数は1名、役職名は〇〇〇〇管理者であります。農業従事者数は常7名、臨時雇用は無しであります。農業経営改善計画認定は無し。農地法第3条第6項の報告の法令上の義務は無いので無しとしておりますが、リスク回避の一環として農業委員会に報告を行うことを条件として許可しているところであります

で、提出頂いております。

4 農地の返還についてはございません。

以上報告いたします。よろしくご審議願います。

議長

議案第3号「農地法第3条第6項の規定に基づく社会福祉法人の報告審査について」の事務局からの説明が終了致しました。このことについて、質疑等ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、本件の報告についてご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、当社会福祉法人の報告書を審査の結果、利用状況について問題なしと決しました。なお、当社会福祉法人に対しましては、文書により報告書の審査結果を報告することと致します。

続きまして、議案第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」を議題と致します。なお、本件につきましては、TMRセンターの構成員であります○○委員及び○○委員に関連する案件でございますので、各委員には中頓別町農業委員会會議規則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(○○委員、○○委員退席)

休憩前に戻り、中頓別町農業委員会會議規則第7条第2項に基づき議事を進行いたします。議案第4号について事務局より説明願います。

事務局長

それでは、議案第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」をご説明申し上げます。

農業生産法人の報告書は別記添付のとおり第20号様式です。要件確認につきましては別記第22号様式の農業生産法人要件確認書をご参照頂き審査願います。

報告書の提出は平成27年1月22日です。記載年月日は同日に確

認を行っていますので、記載年月日も平成27年1月22日です。法人の名称は株式会社○○○○、事務所の所在地は枝幸郡中頓別町字敏音知○○番地○、経営面積は畝○○ha、これは賃貸借されており農業用施設用地及び農地の面積でございます。農作業受託状況は○○haです。法人形態は平成23年2月16日に設立しました非公開株式会社です。法人形態の要件としましては、株式会社の場合は非公開会社となっておりますので、適でございます。

続きまして、事業の種類の生産する農畜産物名は飼料の貯蔵、調整及び販売、生乳の生産販売、乳牛及び肉牛の飼育販売、関連事業名は農作業の受託、その他事業はございません。売上高は農業で○○千円。その他事業の売り上げはございません。売上高の要件は、農業関連事業の売上高が法人全体の過半を占めることとなっておりますので、適でございます。

続きまして、構成員でございますが、構成員総数は○名、農地提供者○名、農業常時従事者○名、農作業委託者も○名でございます。その他は該当ございません。農業常時従事者としての要件は、原則年間150日以上の従事で法人の農作業に限定せず、農業と関連する事業の従事或いは企画管理労働とされております。このことから、構成員全員がその要件にあてはまりますので、構成員数要件は適であります。業務執行役員数の総数は○名、農業に常時従事する構成員は○名、うち農作業従事者数も○名であります。業務執行役員の要件としましては、役員の過半が法人の農業を年間150日以上の常時従事者である構成員であり、その常時従事役員のうち過半が年間60日以上の農作業従事者である必要があります。○役員のうち○名が直近実績で12ヶ月以上の法人農業常時従事者であり、かつ、年間を通しての農作業従事者でありますので、業務執行役員要件は適であります。現在の当TMRセンターにおける利用集積面積は○○haであり、中頓別町での下限面積50a以上でありますことをご報告申し上げます。

以上報告いたします。よろしくご審議願います。

議長

議案第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」の事務局からの説明が終了致しました。このことについて、質疑等ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長	質疑がないようですので、本件の報告についてご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、農業生産法人の要件について問題なしと決しました。なお、当農業生産法人に対しましては、文書により報告書の審査結果を報告することとします。
	ここで暫時休憩いたします。 (○○委員、○○委員着席)
事務局長	<p>休憩前に戻り、議事を進めます。</p> <p>以上をもちまして、議事が全て終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。</p> <p>その他について、事務局より説明させます。</p> <p>それでは、その他の事項について報告申し上げます。</p> <p>(1) 今後の予定について</p> <p>① 平成26年度地区別農業委員会会長・事務局長研修会 平成27年1月28日(水)～29日(木) 稚内市役所 会長、事務局長出席</p> <p>(2) 高齢者アンケートについて 平成26年第10回総会において、高齢者で後継者不在農家の今後の農地の利用集積の考え方や新規就農者の受入に関するアンケートを行うことを確認し、内容については、会長と事務局とで協議させていただき実施することといたしました。アンケートの内容については別紙のとおりとなっております。</p> <p>このアンケートの回収につきましては、農業経営に係るアンケート回収体制(案)のとおり、農政・担い手委員会で回収及び必要事項等を聞き取りしていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。なおアンケートは1月15日に対象者に送付しております。</p>

議長	アンケートの回収について、事務局より提案のあったとおり農政・担い手委員会で対応することでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
議長	それでは農政・担い手委員会で対応をお願いします。なお回収については2月上旬頃にお願いします。 では引き続きその他について、事務局より説明いたさせます。
事務局長	(3) 平成26年度 地区別懇談会の実施について 例年2月後半から3月上旬に開催しております地区別懇談会ですが、日程のみ今総会で協議していただき、内容については、農政・担い手委員会のなかで協議させていただきますよう、ご承認願います。
議長	地区別懇談会につきましては、内容は農政・担い手委員会で協議することによろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
議長	それでは開催日程ですが、3月 上旬 13時～役場会議室で開催することによろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
議長	それでは3月 上旬として進めていきますのでよろしくお願ひします。 では引き続きその他について、事務局より説明いたさせます。
事務局長	(4) 平成27年度農業委員会予算(案)の査定状況について 別紙「平成27年度予算事項別明細書(歳出)」をご参照願います。 27年度は統一地方選挙の年であり、町の当初予算につきましては、骨格予算として財政当局に提出しているものであります。 農業委員会費では26年度からの増減分としては、農業委員の定数減による報酬・旅費等が減額となっております。 また農地台帳の整備に係る保守費として150千円を計上し、118千円の増額となっております。その他につきましては、前年度とほ

ぼ同額を計上させていただいております。  
その他につきましては以上です。

議長 平成 27 年度農業委員会予算(案)について、なにかご質問等はございませんか。

各委員 (なしの声)

議長 これで事務局からのその他の案件の説明が終わりました。皆さまの方から何かございますか。

各委員 (なしの声)

議長 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成 27 年第 1 回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 3 時 00 分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員 5 番 (印)

署名委員

6 番

(印)